

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***2020.11.11***☆

【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

地域共通クーポンと家計運営についての一考察

発行者：牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和

牧野FP事務所 公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***通算第420号***☆

<第420号の目次>

■ 今週のテーマ

地域共通クーポンと家計運営についての一考察

■ 「人生の添乗員(R)」からのワンポイントメッセージ

■ 「人生の添乗員(R)」牧野寿和のプロフィール

■ 編集後記

それでは、

今週のテーマからはじめます。

*:**

■ 今週のテーマ

地域共通クーポンと家計運営についての一考察

*::~

現在実施されている「GoTo トラベル」を、

ご存知だと思います。

宿泊または日帰りで国内旅行に行くと、
その旅費の一定額を国が支援する事業です。
宿泊をするだけでも、
条件が整えば適用されます。

具体的に、
例えば、ひとり 40,000 円の宿泊一泊のみの予約を、
旅行会社に申し込んで、
自家用車で出かけるとします。

旅行をする人が旅行会社に支払う旅行代金は、

$40000 \text{ 円} \times 1/2 = 20000 \text{ 円}$ （国の支援額）されます。

そして、20000 円の 7 割に当たる 14000 円が
（旅行代金 40000 円の 3.5 割）、
旅行代金割引として割り引かれて、
この旅行での実際に支払う代金は、
 $40000 \text{ 円} - 14000 \text{ 円} = 26000 \text{ 円}$ となり、

また、残りの 3 割に当たる 6000 円は
（旅行代金 40000 円の 1.5 割）、
「地域共通クーポン」としてもらえる制度です。

ということで、
前置きがなくなりましたが、
今回は、
「地域共通クーポン」を例にとって、
割引のクーポンと家計について考えてみます。

なお、この「GoTo トラベル」制度には、
さまざまな条件や支援の上限もありますが、
このメルマガでは、
その内容の説明を詳細にするものではなく、
家計に関連するところのみ取り上げてまいります。
制度の詳しい内容は、

[GoTo トラベル](#)のサイトをご覧ください。

（「GoTo トラベル」サイト <https://goto.jata-net.or.jp/>）

「地域共通クーポン」の利用条件

この「地域共通クーポン」を使用する主な条件は、

宿泊をした場合は、
宿泊をした都道府県とその近隣の都道府県で、
旅行中にしか使えません。

また、利用可能な店舗や施設も限られています。

さらに、お釣りはもらえません。

このうち、お釣りがもらえないことに注目して、
家計運営との関連を考えてみたいと思います。

お釣りが出ないときの選択

お釣りがもらえないのであれば、
次のような（１）（２）のタイプのような、
その人特有のさまざまな行動が考えられます。

- （１）クーポン額面以内の買い物をする
- （２）クーポン額面のお金はサービスとして考える
といった選択肢が行動のベースになるでしょう。

額面 1000 円のクーポン券で、
買い物をすることを前提に、
タイプ別の行動を想像してみましょう。

- （１）のタイプの場合は、
 - ・ 1000 円までの買い物をして使い切る
 - ・ 700 円の品物が欲しければ、残りの 300 円分は、
何か 300 円分小物を買ひ、お釣りは放棄する

- （２）のタイプの場合は、
1000 円以上の買い物し、
追加の支払い分、自腹を切っても、
通常よりは 1000 円安く買えた満足する。

といった行動が基本になるでしょう。

日頃の家計運営と照らし合わせる

では、

上記の（１）（２）それぞれのタイプの方は、
日頃、どのような、
家計運営をしていることが多いでしょう。

（１）のタイプの考え方をする人は、
予算からオーバーするような、
家計消費はあまりしないでしょう。

（２）のタイプの考え方をする人は、
折角 1000 円のクーポンがあるので、
クーポン券額面以上の
買い物をしようとするでしょう。
問題になるのは、支払った金額が、
家計の予算内で納まればよいのですが、
1000 円以上のものを衝動買いの場合は、
家計運営的にも良くはないでしょう。

もっとも、額面 1000 円のクーポン券と、
少額な内容でお話していますので、
正直なところ、

（１）（２）でもあまり問題はないかもしれません。

しかし、（２）のような考え方を持っている人が、
住宅購入などの高額な買い物をする場面で、

例えば、建売住宅を購入する時に、
その住宅を購入すれば、
「100 万円分のクーポン券を差し上げます！」
と、販売業者から提案されたら、

実際には、100 万円のクーポン券がもらえることは、
業法上あり得ないことかもしれませんが、
何らかの購入者に有意な
価格に関する提案はされるでしょう。

もし、100 万円のクーポンがもらえるなら、
（１）タイプの方の場合は、
あれこれ考えて、
中には、あまり必要のないものを含めて、
100 万円分の品物を揃えるかもしれません。

（２）タイプの方の場合は、
すでにお気づきだとは思いますが、
予算を超えてしまう可能性があります。

住宅購入などの場合は、
普段の家計で使っているお金の単位が変わります。

通常的生活では、
10万の単位でも高額だと思ってもありますが、

住宅購入の時は、
外構工事の追加で100万円の単位など、
日ごろ使わない単位が出てきて、
金銭感覚が麻痺しかねません。

従って、(2)タイプの考え方で、
クーポン券で、
100万円は割り引いてもらえると考えて、
そのような単位の金額で、
追加の買い物をすれば、

その家に住み始めてから、
とてつもない金額の追加の買い物をしたことに、
気が付くかもしれません。

家計運営を考える

ここまでのお話は上げさだ！

と思っている方もいるでしょう。

しかし、健全な家計運営をしていく上では、
やはり、家計収支にこだわり、
資産を形成していくことも必要です。

つまり、「地域共通クーポン」は、
健全な家計運営をするため、
家計の予算内で使うことが必要でしょう。

究極の選択肢は、
「地域共通クーポン」を使わないこと。

もっと言えば、
旅行に行かなければ、
家計からの支出はない、ということです。

しかし、我慢ばかりしては、
家計は健康でも、
心身に支障を来しては元も子もありません。

従って、特に、
家計支出には、計画性が必要でしょう。

*:

■「人生の添乗員（R）」からのワンポイントメッセージ

*:

買い物と家計支出とのバランス！

常に、把握できる家計運営を心掛ければ、

旅先でも安心して、

後悔しない買い物ができるのです！

*:

■人生の添乗員（R）牧野寿和のプロフィール

*:

日本で唯一「人生の添乗員（R）」を名乗れる

公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー

開業 17 年目

1958 年 名古屋市生まれ、大学（東海大学卒業）以外は、名古屋で生活をする。

1982 年～2001 年 旅行会社に勤務。業務で世界各地を廻っていた時、
日本の方と他国の方々のお金との付き合い方の違いを感じていた。
そんな時渡米した折に、初めてファイナンシャルプランナーの存在を知り、
日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003 年 牧野 FP 事務所を創業。
2018 年から牧野 F P 事務所合同会社を設立。

これまでに、延べ 900 件以上の様々な相談に対応。

現在は、相談者へのプランニングの助言と提案を主な業務とし、

相談者に、安心できる生活が送れるように、

丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・NPO 法人日本ファイナンシャルプランナーズ (FP) 協会 CFP (R) 認定者
- ・1級ファイナンシャル・プランニング技能士 (資産設計提案業務)
- ・福祉住環境コーディネーター
- ・総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

メ〜テレ (名古屋テレビ) 「UP！」

<出版>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない!
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

現在、相談を受けている方は、名古屋市内はもとより
愛知、岐阜、三重県、
ご紹介をいただいて、首都圏や関西にも
足を延ばす機会が増えました。

「人生の添乗員 (R)」は、どこまでも行きます。

他人を気にすることなく、
相談者ご自身にとって
有益な提案を心がけています。

■編集後記

「GoTo トラベル」を利用して、

宿泊旅行でも

日帰り旅行でも、

家計の予算内で行ければ、
旅を存分に楽しんでくれる良いのです。

しかし、家計運営から鑑みて、

無理をしてまで、

行くことないと思うのです！？

【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

来週もご愛読のほど、
よろしく願い申し上げます。

「人生の添乗員」「人生の行程表」は牧野寿和の登録商標です

■ 【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

発行：

牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

■登録・解除は、ご自身でお願いいたします。

こちらから出来ます。

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

■本メルマガに関するご意見・お問い合わせはこちらまで
お願いいたします

E-MAIL : makino.fp@beach.ocn.ne.jp

牧野 FP 事務所合同会社 公式サイト : <https://www.makino-fp.com>

■記事内容に関するトラブル等について当方では一切責任を負いかねます。
ご自身の責任でご判断下さい。
